

立川市一般廃棄物処理基本計画 改定

概要版



令和2(2020)年

立川市

I 計画の基本事項

I-1 計画の背景と目的

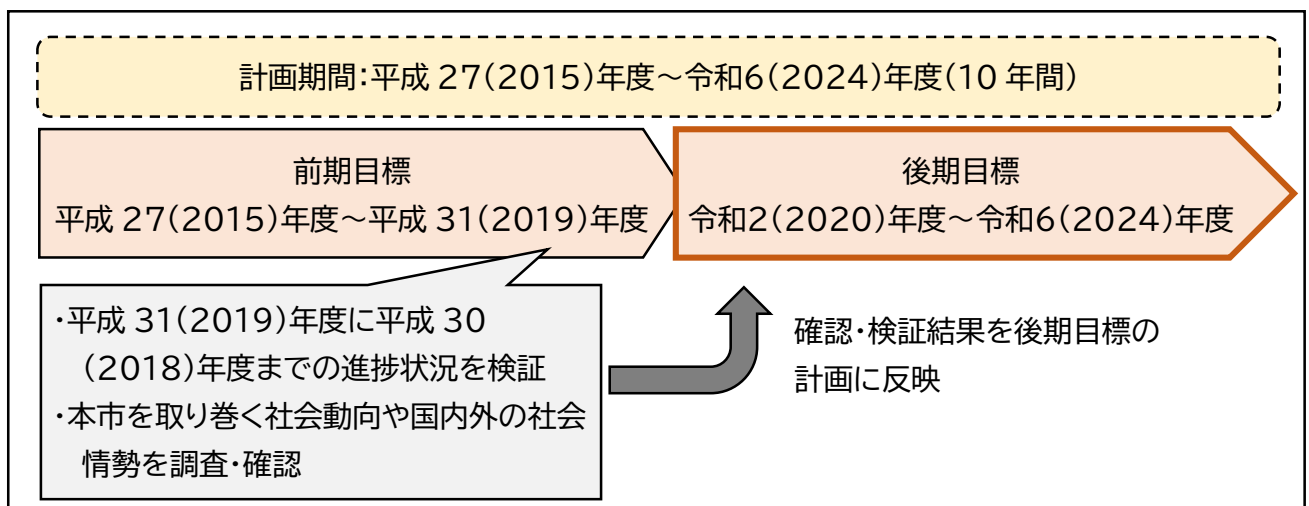
平成 27 (2015) 年度に策定した立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「現計画」という）では、清掃工場の老朽化・移転問題に対応するため、「ごみの排出量約 30%減」、「燃やせるごみの量約 50%減」、「資源化率約 45%」、「埋立量 70t/年」を目標に掲げ、ごみの減量と分別・リサイクルを推進してきました。

近年は気候変動、エネルギー問題、災害など、さまざまな問題が地球レベルで深刻化しており、脱プラスチックや食品ロス削減に対する意識の向上、それぞれに対するさまざまな取組への発展などが急速に進んでいます。海洋プラスチックをはじめとするプラスチックの問題への対応策として、アジア諸国では廃プラスチックなどの輸入禁止や制限が進められています。食品ロスに関しては、マスコミ報道などでその問題が大きく取り上げられるようになり、令和元（2019）年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

本市を取り巻く社会動向や廃棄物を巡る国内外の社会情勢に応じ、今後、ごみの減量と分別・リサイクルをさらに推進するため、ごみ処理基本計画の前期目標の達成状況を検証し、本市が抱える課題の対応に向け、必要な見直しを行います。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、ごみに関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する計画である「生活排水処理基本計画」で構成されます。今回、現計画では組み込んでいなかった「生活排水処理基本計画」を組み入れ、「立川市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）とします。

I-2 計画期間と目標年度



I-3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の行政区域のうち、横田基地の一部を除く区域から発生する生活排水を含む一般廃棄物とします。

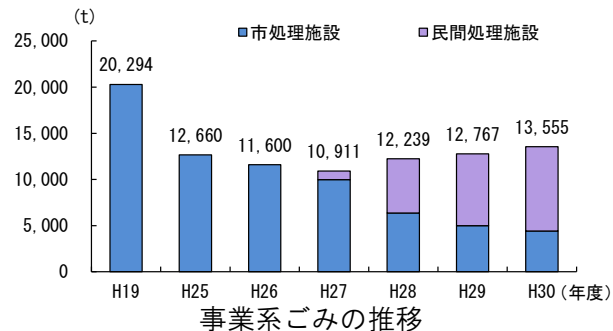
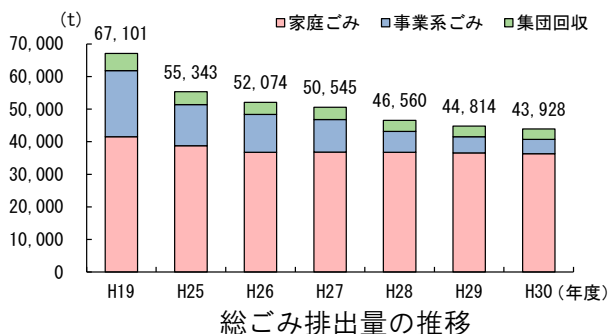
Ⅱ ごみ処理基本計画

Ⅱ-1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

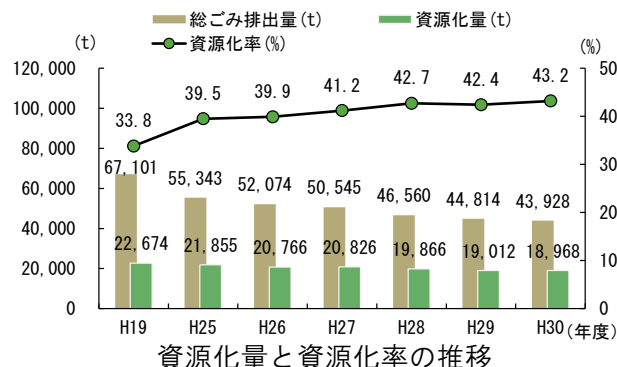
ごみ排出量

市処理施設に搬入される本市の総ごみ排出量※（※ごみ排出量に集団回収を加えたもの）は、減少しています。ただし、事業系ごみは市処理施設以外の民間処理施設への搬入分を加えた場合には、平成 28（2016）年度以降、増加しています。



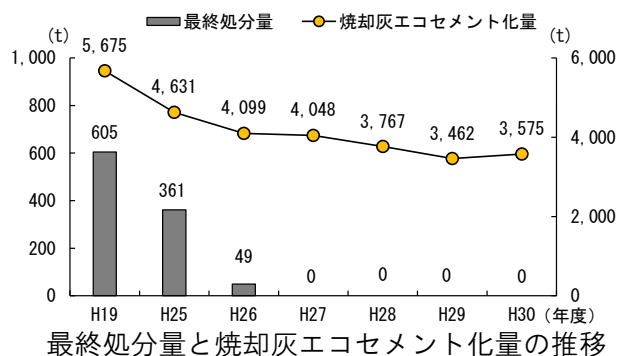
資源化量・資源化率

資源化量は、総ごみ排出量の減少とともに減ってきています。
資源化率については、上昇傾向にあります。



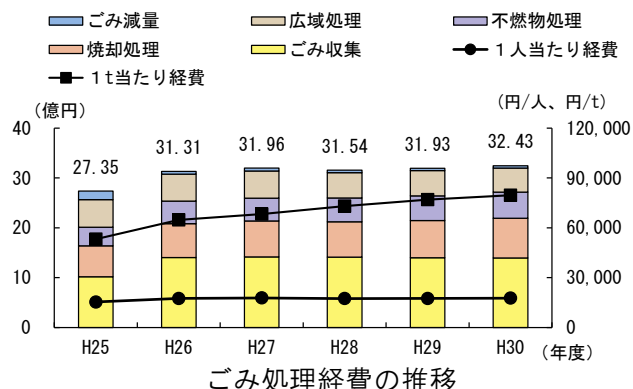
最終処分量

市民・事業者の取組や、市処理施設での選別精度の向上により、処理残さの量が減少しました。処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することで最終処分量（埋立量）は 0 t を継続しています。



ごみ処理経費

近年のごみ処理経費は増加傾向です。平成 30（2018）年度の 1 人当たりの経費は、17,674 円で平成 26（2014）年度以降横ばい傾向、1 トン当たりの経費は、79,632 円で増加傾向となっています。



(2) ごみ処理の課題

① ごみの減量と分別・リサイクルの推進

家庭ごみ

- ・燃やせるごみの量と1人1日当たりの燃やせるごみの量は、ともに目標を達成できていないものの、1人1日当たりのごみ排出量は、すでに後期目標を達成しています。
- ・燃やせるごみに生ごみや未利用食品、紙・布類等、減量や資源化できるものが含まれています。
- ・容器包装プラスチックは、汚れたままのものがみられます。



事業系ごみ

- ・民間処理施設への搬入量を含めた場合のごみ排出量、燃やせるごみの量は、目標を達成できていません。
- ・業種に応じた2R(リデュース・リユース)を推進することが求められています。
- ・燃やせるごみにリサイクル可能な紙類や容器包装プラスチック、厨芥類が含まれています。
- ・排出事業所の従業者に届くような分別・リサイクルの指導が必要となっています。

食品ロスの削減

- ・家庭ごみの燃やせるごみには、厨芥類 33%、未利用食品が 12%含まれています。
- ・事業系ごみの燃やせるごみには、厨芥類 16~18%、未利用食品が 1.5~7%含まれています。
- ・より多くの市民・事業者へ周知できるよう、取組の拡充が必要となっています。



資源化率の向上

- ・紙・布類や容器包装プラスチック等の分別・リサイクルの推進施策が必要です。
- ・2Rを推進し、ごみ量そのものを削減することが求められています。



② 収集運搬

家庭ごみ有料・戸別収集の継続

- ・家庭ごみの戸別収集・有料化により、ごみの減量が進んでいる一方で、無料収集のプラスチックへの異物や汚れたものの混入が増えています。異物の混入等を防止するための収集のあり方の検討が必要です。



高齢者世帯等への対応

- ・高齢化の進展を踏まえ、分別等に関する説明会の開催などの対策が必要です。
- ・在宅医療廃棄物について、関係機関と連携していく必要があります。



適正な収集・運搬の継続

- ・資源物の持ち去りや不法投棄に対するパトロールや関係機関との連携強化が必要です。
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶の適正分別の周知徹底と収集体制の見直しなどを検討する必要があります。



③ 中間処理

清掃工場の更新

- ・施設整備や運營業務の準備などに取り組むとともに、事業の進捗管理が必要です。

現清掃工場の対応

- ・移転までの間、安全で安定的な焼却設備の運転を継続し、整備・補修に向けた予防的対策が必要です。
- ・市民への情報提供や説明を丁寧に継続していく必要があります。

総合リサイクルセンターの保全

- ・施設の老朽化が進んでおり、安定的な稼働に向け、ごみの減量や分別の徹底、定期的な保守点検等により施設稼働率の向上を図る必要があります。
- ・地球温暖化対策として、施設全体の省エネ化を目指すことが求められています。

④ 計画の推進

計画のフォローアップ

- ・計画の周知とともに、市民公募や市民・事業者団体推薦等の委員により構成されるごみ市民委員会において施策の進捗状況を検証し、必要に応じて提言等を行う必要があります。

Ⅱ-2 基本方針と目標

計画前期では、市民・事業者が2R（リデュース・リユース）を意識した行動により、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルの転換の必要性を重視し、市民や事業者と連携して計画目標の達成に向けて取り組みました。計画後期では、この方針を継続するとともに、資源とごみの適正な分別によるR（リサイクル）も重視し、「2R+R」を意識した行動を市民・事業者に呼びかけ、計画目標の達成を目指します。

(1) 施策の基本方針

ごみ処理の現状と課題を踏まえ、次の3つを基本方針とします。

基本方針1 家庭ごみ減量の推進

- (1) 広報紙やホームページ、説明会などを通じ、ごみ排出量の推移や処理の実態等を伝え、ごみの発生抑制や再使用の工夫、分別の目的と具体的な方法などを周知し、市民や事業者の意識向上を目指します
- (2) 生ごみについては、食品ロス削減や水切りの取組を進めるとともに、たい肥化の拡充など、さまざまな取組を検討します
- (3) 雑がみや容器包装プラスチックの分別徹底の具体策を検討し、リサイクルを推進します

基本方針2 事業系ごみ減量の推進

- (1) 事業系ごみの分別・リサイクルの実態を把握するとともに、搬入物検査や訪問指導を通じ、排出事業所にごみの減量と分別を促し、リサイクルを推進します
- (2) 食べきり協力店やごみ処理優良事業所を広めるとともに、登録・認定事業所の取組事例を訪問指導等に生かします

基本方針3 安定したごみ処理

- (1) 現清掃工場については、市民への情報提供や説明を丁寧に継続するとともに、計画的な保守点検や整備・補修により、安全かつ安定した施設運営に取り組みます
- (2) 総合リサイクルセンターは、設備長寿命化計画等に基づく設備の改修に取り組みます
- (3) 清掃工場の移転については、新清掃工場整備基本計画を踏まえ、新清掃工場の整備、運営・維持管理を進めるとともに、現清掃工場の解体等に向けて取り組みます

(2) 計画目標

① 目標設定の考え方

平成 27 (2015) 年に策定した現計画の目標については、前計画が 5 年間で達成できなかった目標を次の 10 年間で達成するために設定しました。家庭ごみと事業系ごみのそれぞれについて、2 R+R の実践を市民・事業者に浸透させるため、さまざまな施策を展開することにより、民間処理施設への搬入や有価物市場の動向などの不安定な要素を乗り越え、後期目標の達成を引き続き目指します。

② 数値目標

数値目標1

ごみ排出量(民間処理施設搬入分を含む)を約 30%減らす

基準年度 平成 19(2007)年度 実績 平成 30(2018)年度 目標年度 令和6(2024)年度
61,844t 49,852t 41,660t



市民1人1日当たり
(H19) (H30) (R6)
646g→542g→519g



従業者1人1日当たり
(H19) (H30) (R6)
509g→289g→131g

数値目標2

燃やせるごみ量を約 50%減らす

基準年度 平成 19(2007)年度 実績 平成 30(2018)年度 目標年度 令和6(2024)年度
45,584t 25,504t 22,483t



市民1人1日当たり
(H19) (H30) (R6)
451g→320g→266g



従業者1人1日当たり
(H19) (H30) (R6)
416g→ 87g→ 89g

数値目標3

資源化率を約 45%にする

基準年度 平成 19(2007)年度 実績 平成 30(2018)年度 目標年度 令和6(2024)年度
33.8% 43.2% 45.1%

数値目標4

埋立量0t/年を継続する

基準年度 平成 19(2007)年度 実績 平成 30(2018)年度 目標年度 令和6(2024)年度
605t 0t 0t

数値目標5

ごみ処理施設の稼働率を 100%にする

①清掃工場の稼働率 ②総合リサイクルセンターの稼働率

基準年度 平成 25(2013)年度 実績 平成 30(2018)年度 目標年度 令和 4(2022)年度
① 94.7% ① 100.0% ① 100.0%
② 100.0% ② 89.0% 目標年度 令和 6(2024)年度
② 100.0%

Ⅱ-3 目標達成に向けた施策展開



(1) 家庭ごみ減量の推進



① 2Rの推進

- (1) 身近なものを使った「市民1人1日当たり」の目標の周知
- (2) 必要がないものやごみになるものを買わない・貰わないライフスタイルの提案
- (3) 買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの提案
- (4) マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用促進
- (5) リユース品の利用促進
- (6) たちかわ食べきりキャンペーンの継続
- (7) 食品ロス市民モニター調査の活用
- (8) 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知
- (9) 生ごみ水切りの周知
- (10) 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続
- (11) ベランダたい肥づくりの利用促進

② +R(分別・リサイクル)の推進

- (1) 雑がみ回収袋の利用促進
- (2) 生ごみ分別・資源化事業の継続
- (3) 容器包装プラスチック収集時のチェックの強化
- (4) 新たなリサイクル品目の検討
- (5) 家庭ごみ分別基準の検討
- (6) 燃やせるごみ組成分析調査の継続
- (7) 世代に応じた周知方法の検討
- (8) わかりやすい表示方法の検討
- (9) 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進
- (10) 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の配布
- (11) 介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象とした説明会の開催
- (12) 在宅医療廃棄物への対応
- (13) 資源やごみのゆくえに関する市民への周知
- (14) 家庭ごみにおける二次電池 分別収集の検討（店頭回収の周知を含む）

③ その他

- (1) 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催
- (2) ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行
- (3) 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発
- (4) 環境フェアやたちかわ楽市などへの出展
- (5) ごみ減量協力員の役割の再検討
- (6) 水銀含有の有害ごみに関する市民への周知
- (7) 二次電池に関する市民への周知
- (8) 粗大ごみ収集のインターネット受付など



24



(2) 事業系ごみ減量の推進

① 2Rの推進

- (1) ごみを出さない職場環境づくりの提案
- (2) ごみを発生させず長く使える製品の製造・流通の促進
- (3) レジ袋の有料化
- (4) マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する小売店への利用促進
- (5) 立川市食べきり協力店事業・たちかわ食べきりキャンペーンの継続
- (6) 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知
- (7) 余剰食品情報の収集とフードバンクなどへの情報提供
- (8) 食品ロス削減に向けたその他の取組の検討
- (9) 生ごみ水切りの周知（再掲）
- (10) 食品リサイクルの推進

② +R(分別・リサイクル)の推進

- (1) 清掃工場における搬入物検査の継続と指導の徹底
- (2) 民間処理施設搬入量の把握
- (3) 紙類の分別・リサイクルの促進
- (4) 紙資源処理券の利用促進
- (5) プラスチック類の分別の徹底
- (6) びん・缶・ペットボトルの回収方法（資源処理券など）の検討
- (7) 家庭ごみ分別基準の活用
- (8) 燃やせるごみ組成分析調査の継続（再掲）
- (9) 資源やごみのゆくえに関する事業者への周知
- (10) ごみ処理優良事業所認定制度の継続
- (11) 二次電池の販売店に対する店頭回収の促進

③ その他

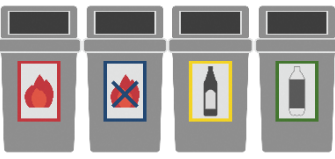
- (1) 多量排出事業者訪問指導の充実
- (2) 許可業者との協働
- (3) ごみ減量情報紙「西砂からの風」（事業系ごみ特集）の発行と配布の検討
- (4) 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発
- (5) 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会との連携による啓発
- (6) イベントなどでのごみ減量・分別啓発
- (7) ごみ処理手数料見直しの検討
- (8) 水銀含有の有害ごみに関する事業者への周知
- (9) 二次電池に関する事業者への周知

家庭や職場・事業所等の主な取組

家庭では・・・

マイバッグの使用 	分別の徹底 	買い物時の工夫  買い物前に 冷蔵庫の在庫 をチェック
水切りの徹底  生ごみの水分は しっかり絞る	リユースの活用 	外食時の工夫  食べきれぬ量を注文する

職場・事業所では・・・

資源化 	分別の徹底 	食品ロス削減  フードバンク への協力
少量メニュー等の提示  少なめを選ぶ	レジ袋の有料化 	店頭回収 

行政の主な取組

地域説明会の開催 	搬入ごみの検査 	関係団体との連携 
市民、事業者への啓発 	事業系ごみ処理手数料見直し検討 	各種制度の継続 



(3) 安定したごみ処理



① 収集運搬

- (1) 低公害車の導入
- (2) 有料・戸別収集の安定的な運用

② 中間処理

- (1) 現清掃工場の老朽化対策
- (2) 再資源化施設の検討
- (3) 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討
- (4) 新清掃工場の整備
- (5) 民間を含む本市以外の処理施設の動向の把握

③ 最終処分

- (1) エコセメントの利用促進
- (2) 焼却残さの減量

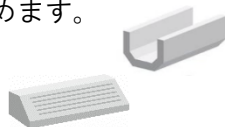
現清掃工場の老朽化対策

現清掃工場については、適正かつ安定的な処理を維持するため、保守点検や整備・補修を計画的に行うとともに、市民への情報提供や説明を丁寧に継続します。



エコセメントの利用促進

清掃工場で排出する焼却残さは、東京たま広域資源循環組合でセメントの原料としてリサイクル（エコセメント化事業）しています。本市では、公共工事で、引き続き、エコセメントの活用に努めます。



新清掃工場の整備

新清掃工場については、令和5（2023）年3月の稼働に向けて、施設の整備や運営業務の準備などに取り組むとともに、事業の進捗管理を行います。また、市民への情報提供や説明を丁寧に継続します。



焼却残さの減量

清掃工場で排出する焼却残さの減量を図るため、燃やせるごみ 50%減量に取り組むとともに、総合リサイクルセンターにおける資源化率の向上に取り組みます。



Ⅱ-4 施策の進行管理

(1) PDCAサイクルの確立

本計画の数値目標を達成するためには、その進捗状況を毎年検証し、その進捗と社会情勢の変化に応じた、施策の見直しや新規事業の検討が必要です。そのため、計画改定(Plan)に続く、施策の実施(Do)、結果の点検・検証(Check)、施策の見直し(Act)のPDCAサイクルを確立します。

(2) ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し

本計画の数値目標を達成するためには、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たすことが求められています。市民公募や市民・事業者団体推薦などの委員により構成されるごみ市民委員会で、数値目標や施策を点検・検証し、施策の見直しなどについて提言いただきます。

Ⅲ 生活排水処理基本計画

Ⅲ-1 し尿及び浄化槽汚泥等の発生状況

表 し尿及び浄化槽汚泥等の発生量の推移 (kℓ)

平成 30 (2018) 年度の発生量の合計は、331 kℓとなっており、毎年減少しています。

	し尿	浄化槽汚泥等	合計
平成 26 (2014) 年度	357.5	84.0	441.5
平成 27 (2015) 年度	339.1	70.6	409.7
平成 28 (2016) 年度	311.5	80.5	392.0
平成 29 (2017) 年度	274.9	86.3	361.2
平成 30 (2018) 年度	244.3	86.7	331.0

Ⅲ-2 生活排水処理基本計画

(1) 処理の目標

汲取りや浄化槽のトイレの 100%水洗化を目指すとともに、それまでの間については、下水処理水による希釈や共同処理等により、環境負荷が少なく、効率的な処理を目指します。

(2) 処理施設整備計画

① 錦町下水処理場

令和 5 (2023) 年度中に流域下水道への編入を予定しており、錦町下水処理場は廃止し、北多摩二号水再生センターへのポンプ場となるため、それ以降のし尿等の処理が課題となっています。

② 流域下水道編入以降のし尿等の処理

水洗化の促進により、今後ますます、し尿等は減少することから、流域下水道編入以降のし尿等の処理については、効率的で環境負荷が少ない方策を早急に検討します。



立川市一般廃棄物処理基本計画 改定 概要版

令和2(2020)年6月

立川市 環境下水道部 ごみ対策課

042-523-2111